

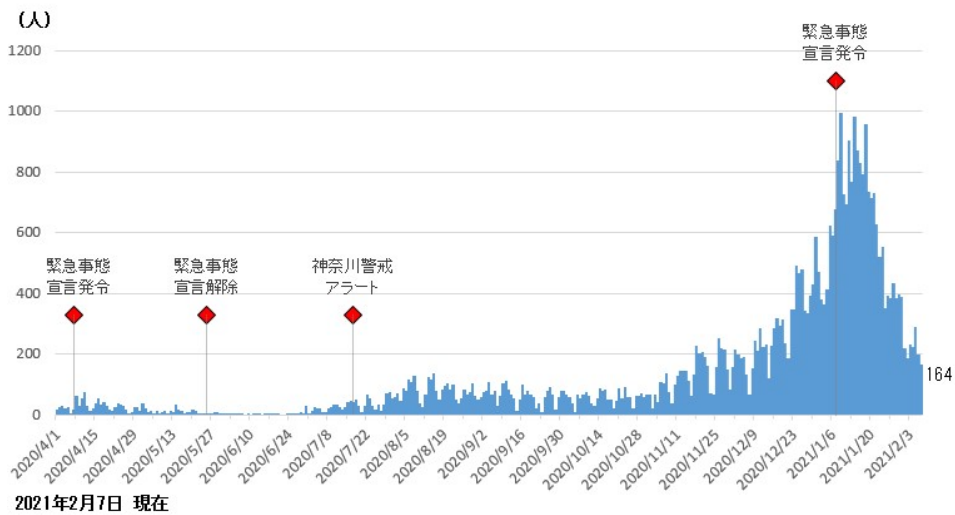


# 新型コロナウイルス感染症について ＜医療提供体制等＞

令和3年2月9日

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

# 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
12月	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	231人	121人	226人	287人	319人	295人	314人	1793人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	238人	188人	348人	346人	494人	466人	479人	2559人
	27	28	29	30	31	1/1	2	週合計
	343人	334人	394人	432人	587人	470人	380人	2940人
1月	3	4	5	6	7	8	9	週合計
	365人	412人	622人	591人	679人	838人	995人	4502人
	10	11	12	13	14	15	16	週合計
	727人	694人	905人	767人	984人	871人	829人	5777人
	17	18	19	20	21	22	23	週合計
794人	957人	737人	716人	731人	627人	521人	5083人	
24	25	26	27	28	29	30	週合計	
553人	351人	394人	386人	433人	385人	397人	2899人	
	31	2/1	2	3	4	5	6	週合計
	390人	221人	187人	234人	224人	288人	201人	1745人
2月	7	8	9	10	11	12	13	
	164人							

# 病床の確保について（１）

区分	入院患者数 (2月7日現在)	即応病床数 (2月7日現在)	ピーク時に備えた 最大確保病床数
病床全体	743人	1,040床	1,555床
(病床利用率)		(71.4%)	(47.8%)
うち重症者用病床	75人	119床	190床
(病床利用率)		(63.0%)	(39.5%)

## 【神奈川認定モデル医療機関】 1 3 3 医療機関（2月5日時点）

- 高度医療機関（人工呼吸器等が必要な重症患者等の受入） 2 4 か所
  - 重点医療機関（酸素吸入等が必要な中等症患者等の受入） 2 1 か所
  - 重点医療機関協力病院（疑似症や軽症患者、療養期間が終了した患者等の受入） 1 1 6 か所
- ※複数の機能を担っている医療機関があるため、合計の数は一致しない

## 【臨時の医療施設】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項に基づき、神奈川県知事が設置する「臨時の医療施設」として、180床規模の入院施設を湘南ヘルスイノベーションパーク内に開設。

# 病床の確保について（２）

さらなる病床確保に向けた取組み

## ①県内各病院への協力依頼

- 自院において継続して入院管理できる体制の整備  
陽性患者の入院管理を現在行っていない病院でも、当該陽性患者を自院で継続して入院管理できる体制整備について特段の配慮を依頼。
- 他院において退院基準を満たした患者の受入  
他院で集中治療等が必要な患者を可能な限り上り搬送できるようにするためにも、他院において退院基準を満たした患者（下り搬送患者）の受入に特段の配慮を依頼

## ②神奈川モデル認定医療機関への協力依頼

- 確保可能な最大病床まで即応病床の拡大を依頼
- 即応病床を確保するため、医師が延期できると判断した入院・手術の延期を依頼。

## ③国への要望

- 下り搬送患者を受け入れる「後方支援病院」への財政措置の拡充等を要望  
⇒ 国は1月22日付で、後方支援病院への診療報酬の増額を実施

# 地域での療養について（宿泊療養施設）

施設名	確保室数・床数	受入可能室数・床数	療養者数 (2月4日時点)
アパホテル(横浜関内)	451	337	54人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	352	62人
新横浜国際ホテル	206	180(精査中)	16人
横浜市宿泊療養施設	200	163	9人
相模原宿泊療養施設	40	40	9人
レンブラントスタイル本厚木	162	126	28人
パークインホテル厚木	282	234	25人
湘南国際村センター	95	95	28人
計	1,835	1,527	231人

※さらに300室程度の宿泊療養施設を確保する方向で調整中

# 地域での療養について（自宅療養）

## 【背景】

- ・宿泊療養施設や自宅での療養者の死亡事案の発生を踏まえ、症状の悪化を息苦しさなどの自覚症状以外にも把握できる効果的な手法の検討が必要
- ・療養者の健康観察については、ICTの活用等、より効率的な手法の検討が必要

これまで県の本部職員等が毎日療養者全員にLINE または電話で症状等を聞き取ることで健康観察を行っていたが、新型コロナの劇症化の観察に有効な血中酸素飽和度(SpO2)に着目して、これを測定するパルスオキシメーターをハイリスク者等に貸与することによるサポート体制に切り替える。

**【ハイリスク者】**  
(入院待機者など)  
全員にパルスオキシメーターを貸与し、  
1日1回有人架電

**【40歳以上の自宅療養者】**  
全員にパルスオキシメーターを貸与し、  
LINE かAI Call による健康観察を実施。SpO2  
が93%以下の場合は有人架電しハイリスク  
者としてフォロー。LINE 等の回答が得られ  
ない場合は保健所職員が訪問

**【40歳未満の自宅療養者】**  
原則パルスオキシメーターの貸与は  
行わないが、LINE かAI Call による健  
康観察を実施。なお、コロナ119番に  
連絡してきた場合など、必要に応じて  
パルスオキシメーターを貸与。

# 積極的疫学調査の重点化

感染のまん延期（ステージⅣ相当）においては、感染経路の特定が困難なことから、積極的疫学調査の対象を、リスクの高い人への感染が危惧される方に重点化する。

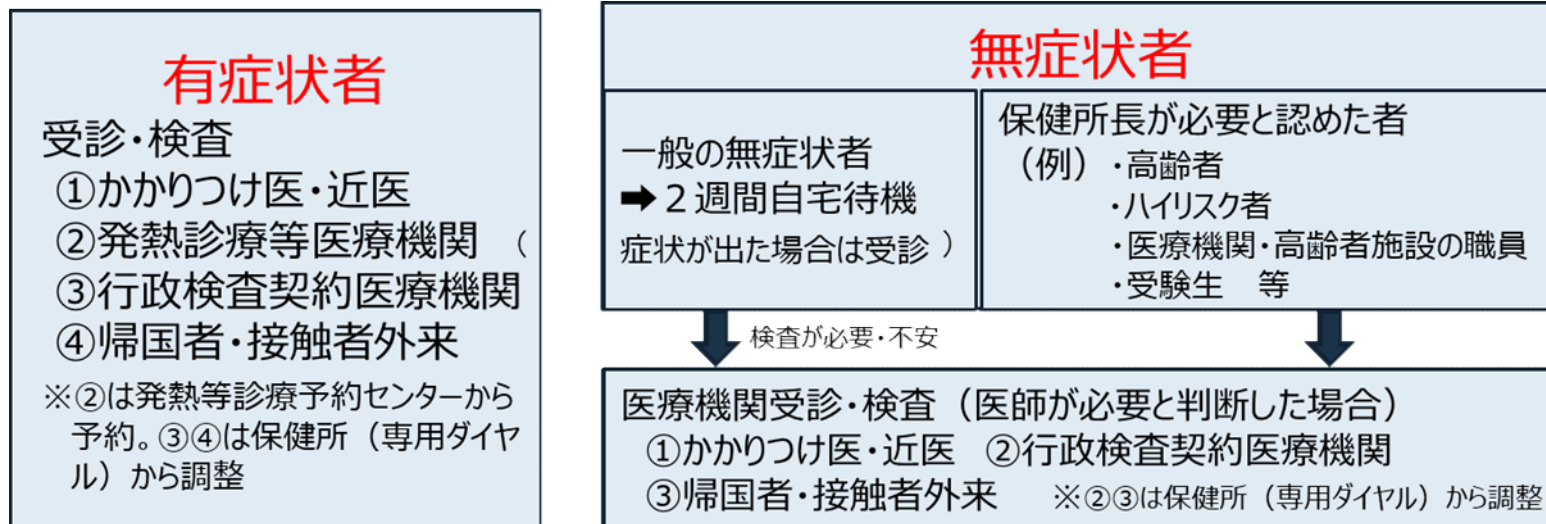
【高優先】①医療機関（特に高齢者が多い施設） ②高齢者施設・福祉施設等

【中優先】学校／幼稚園・保育園の教員等

上記以外の一般の濃厚接触者等への対応

参考資料別添  
チェック表（個人向け）（事業者向け）

- 同居家族等
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の通知を受信した者
- 保健所長が必要と認めた者
- 感染の疑いのある者



# 新型コロナウイルスの変異株への対応について

令和3年2月4日、県内で初めて、南アフリカ由来の新型コロナウイルスの変異株による陽性患者が発見された。

今回の患者については濃厚接触者が特定されており、市中感染の発生は確認されていないが、県では、変異株が確認された初期の段階から対応するべく「変異株対策プロジェクト」を立ち上げた。

## 変異株対策プロジェクト

保健所設置市と連携し、下記の取組を進める

- 変異株の監視体制の強化
- 積極的疫学調査の徹底と調査範囲の拡大
- 変異株の患者を受け入れる医療機関体制の構築
- 変異株に関する正しい情報の周知

併せて、保健所設置市あてに、令和3年2月4日付け厚生労働省事務連絡に基づく対応への協力を依頼（ポイント）

- 新型コロナウイルス変異株流行国・地域  
英国、南アフリカ共和国、アイルランド、イスラエル、ブラジル（アマゾナス州）
- 入国前14日以内に流行国・地域に滞在歴がある入国者の健康フォローアップの徹底
- 入国前14日以内に流行国・地域に滞在歴がある入国者が陽性と判定された場合の、検体の提供の徹底
- 積極的疫学調査の徹底
- 入院措置の徹底（軽症、無症状であっても入院）
- 退院基準については、核酸増幅法の検査 陰性確認2回必須



# 高齢者施設等の従事者の検査

令和3年2月2日に改定された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）に対し、「感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施する」ことが求められた。

県は、上記方針を踏まえ、保健所設置市を含む県内全域を対象として、重症化リスクの高い高齢者や障がい者が生活する施設の従事者にPCR検査等を実施し、施設内の感染拡大防止対策を強化する事業について、早急を実施する方向で検討を行っている。

（令和3年2月4日付け厚生労働省事務連絡）

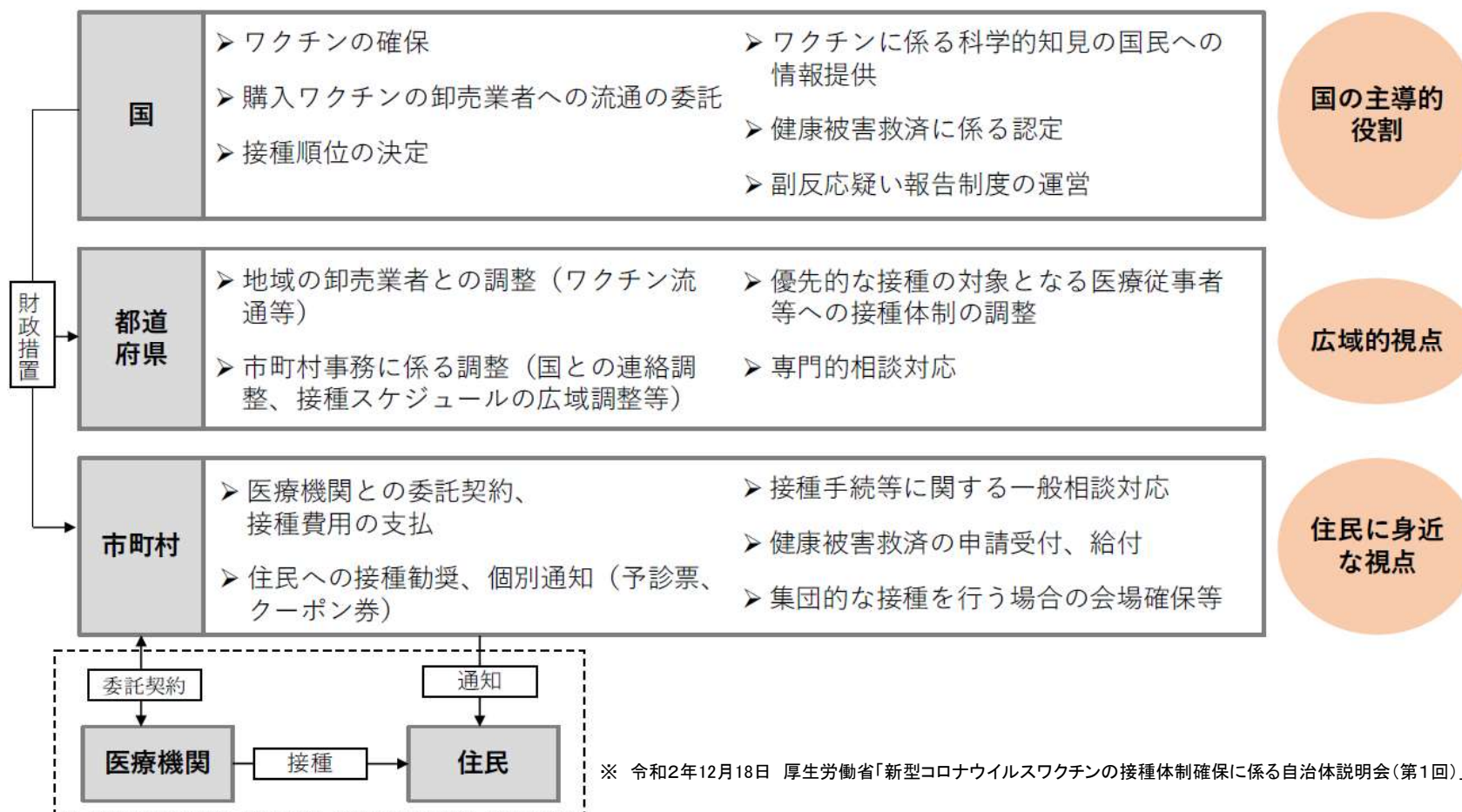
特定都道府県等は、以下の①から⑦までの項目のいずれも満たす集中的実施計画を2月12日までに策定する。

- ①対象地域を保健所等の区域を単位として指定する
- ②対象施設種別を地域の実情に応じて設定する
  - ・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の種別の一部又は全部
  - ・障害者施設や医療機関が含まれ得る
- ③対象者には、従事者を含める
- ④施設の状況にも十分配慮したものとする
- ⑤検査方法を定める
- ⑥検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載する
- ⑦集中的実施計画による検査は3月中までを目途に実施することとし、3月中までが終期となるよう計画期間を記載する

# ワクチン接種（国・県・市町村の役割分担）

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととした。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



※ 令和2年12月18日 厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第1回）」資料から抜粋

# ワクチン接種（市町村との調整状況）

○令和3年1月6日、1月21日の2回、県内全市町村とのオンライン会議を開催

## 【主な情報共有事項】

- ① 郡市医師会と連携した、地域の中で接種実施可能な医療機関の把握状況
- ② ディープフリーザーの配置先の調整状況（基本型接種施設の選定）
- ③ 医療従事対象者の確認
- ④ 医療従事者向けの接種に向けた体制構築の進捗状況  
リストのとりまとめ、V-SYSへの入力、予約受付（接種予定者の接種日時・場所）の調整をどのように考えているか 等
- ⑤ 高齢者向け、それ以外の住民向けの接種に向けた体制構築の進捗状況

## ワクチン接種（県の当面のスケジュール）

時期	内容
2月中旬まで	医療従事者向け接種実施医療機関の選定
2月中	医療従事者向け接種対象者の選定
2月中	医療従事者向け接種のための超低温冷凍庫の配備
2月～3月中旬	医療従事者向け接種の予診票発行
3月中旬～	医療従事者向け接種開始
3月中	高齢者向け接種のための超低温冷凍庫の配備 専門相談体制の構築

# 「知人が陽性」その時どうする？

## ～新型コロナウイルス感染症への備え～

### 知人が感染者に、感染の可能性はある？？

#### 感染可能期間

- 感染者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前は 令和 年 月 日
- 感染者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前は 令和 年 月 日

#### 自分が感染者と最後に会った日を確認

- 感染者と最後に会った日は 令和 年 月 日

感染可能期間中に会っている

いいえ

感染する可能性は低いです

はい

いいえ

感染可能期間中に以下の接触をしたか確認しましょう。  
ひとつでも当てはまると「感染の可能性」があります。

- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 感染者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話した

例) 食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない  
換気の悪い部屋で、多人数で歌を歌った（カラオケ等） 等



はい

### あなたは感染の可能性がります

感染者と最後に会った日から14日間は、健康観察を行ってください。  
ご自身で検査を受けて陰性であったとしても、14日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測りご自身の健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

#### 症状がある方はすぐに受診をしてください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 発熱等予約センター（0570-048914）
- ③ 県の専用ダイヤル（0570-056774）  
お住いの自治体のコールセンター

#### 症状のない方が検査を希望する場合にはご相談ください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 県の専用ダイヤル（0570-056774）  
お住いの自治体のコールセンター

#### 受診の際の注意事項

- 医療機関に受診の連絡を入れる際に「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。
- 事前に医療機関へ受診（検査）が可能か確認してください。
- 受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

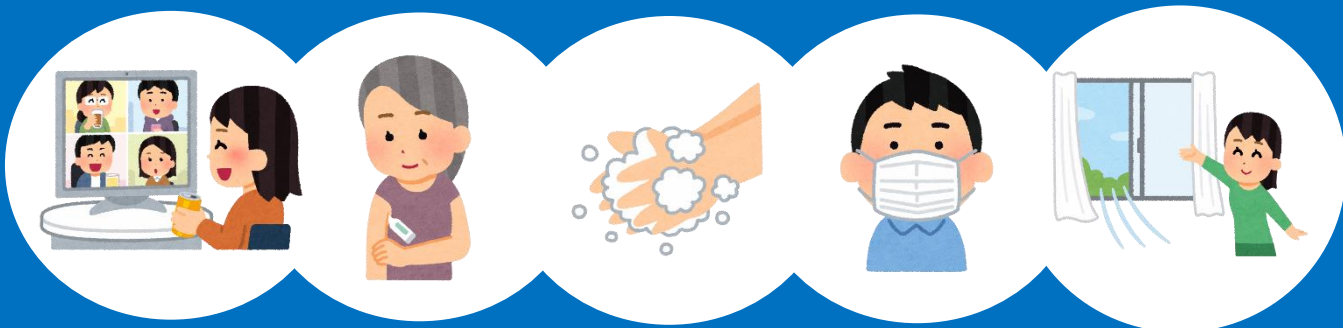
# 「知人が陽性」その時どうする？

## ～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。親しい友人・知人など身近な方が感染したとしても、自身への感染を防ぐために、日ごろからの感染対策が重要です。

このリーフレットは、身近な方から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったときに、県民の皆さまが行うことについてまとめたものです。

ご自身や大切な方の健康を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。



Q1 知人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、感染者に確認してください。

- ◆ 感染者に確認する事項
  - ✓ 検査日    ✓ 診断日    ✓ 発病（症状が出た）した日
  - ✓ 発病した2日前から**共に行動した日**を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ ご自身の体調を確認し症状がある場合は受診する。
- ◆ 感染の可能性がある状況か確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 感染者と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は「**対面で話す**」、距離は「**1メートル以内**」、時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染の可能性があると考えましょう。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 「感染者」にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

感染者となると、外出自粛など社会活動が大きく制限されてしまいます。日ごろから感染対策を行い、新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

1. 換気の徹底
2. 手洗い（手指消毒）
3. マスクは正しく常に着用
4. 友人などと集まりたい時は、オンラインで行うなど工夫を
5. 体調不良時は仕事や学校を休む
6. 食事、おやつ、歯磨きなど、マスクを外す場面では会話をしないなど、**飛沫に注意**
7. 目や鼻など首から上を触らない

# 「従業員が陽性」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

## 職場で陽性者が発生、感染の可能性はある？

### 感染可能期間

- 感染者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前は 令和 年 月 日
- 感染者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前は 令和 年 月 日

### 自分が感染者と最後に会った日を確認

- 感染者と最後に会った日は 令和 年 月 日

感染可能期間中に会っている

いいえ

感染する可能性は低いです

はい

いいえ

感染可能期間中に以下の接触をしたか確認しましょう。  
ひとつでも当てはまると「感染の可能性」があります。

- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 感染者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話した

例) 食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない 等



はい



## その従業員は感染の可能性ががあります

感染者と最後に会った日から14日間は、健康観察を行うよう指示してください。  
検査を受けて陰性であったとしても、14日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

### 症状がある方はすぐに受診をしてください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 発熱等予約センター (0570-048914)
- ③ 県の専用ダイヤル (0570-056774)  
お住いの自治体のコールセンター

### 症状のない方が検査を希望する場合にはご相談ください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 県の専用ダイヤル (0570-056774)  
お住いの自治体のコールセンター

### 受診の際の注意事項

- 医療機関に受診の連絡を入れる際に「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。
- 事前に医療機関へ受診（検査）が可能か確認してください。
- 受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

# 「従業員が陽性」その時どうする？

## ～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。

このリーフレットは、従業員に感染者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するかわからない事態に予め備えていただければ幸いです。

Q1 「従業員から、新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、感染者に確認してください。

- ◆ 感染者に確認する事項
  - ✓ 検査日    ✓ 診断日    ✓ 発病（症状が出た）した日
  - ✓ 発病した2日前からの勤務状況を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ 感染者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。  
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ◆ 感染の可能性がある従業員等を確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性の診断を受けた人と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅等待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は、「**対面で話す**」場合で距離は「**1メートル以内**」時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ◆ マスクを外して過ごす同居者（家族）は濃厚接触者に当てはまる人が多いです。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 感染者にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

感染者や感染の可能性がある従業員が多数出ると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざる得なくなる場合が考えられます。このような事態にならないために、日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

1. 換気の徹底
2. 手洗い（手指消毒）
3. マスクは正しく常に着用
4. オンライン会議やテレビ会議の推奨
5. 体調不良時は休める体制整備
6. 休憩（昼食時等）の工夫を
7. 1日1回、不特定多数が触る部分の消毒

